

◆ 区長のメッセージ



東住吉区では、平成 27 年度より区内の市立小・中学校に学校選択制を導入しています。

学校選択制とは、小学校と中学校の入学に際して、お住まいの住所地により通学することが決められた学校以外の学校にも入学を希望できる制度です。学校を主体的に選んでいただくことにより、学校への関心やつながりをより一層お持ちいただき、お子さまに充実した学校生活を送っていただくことを目的としています。

この冊子は、学校選択制の手続きやルール、東住吉区内のすべての市立小・中学校の概要などをご紹介します。掲載内容をご確認いただき、来年 4 月のお子さまのご入学に向けて学校を選択いただく際のご参考としていただきたく存じます。

なお、お住まいの住所地により通学することが決められた学校以外の学校へ通学される場合であっても、自転車による通学は禁止されています。希望調査票をご記入される前に、自宅から入学を希望する学校までご家族で歩くなどし、各ご家庭で徒歩による通学時間や経路等を必ずご確認ください。

また、すべての市立小・中学校は、それぞれしっかりした教育活動や特色ある取り組みを実践しており、いずれの学校にも安心して入学していただくことができます。学校の選択にあたっては、事実と異なる偏見や風評等によって判断するのではなく、この冊子や各学校の公式ホームページの掲載内容をはじめとする適切な情報によってご判断ください。

東住吉区役所では、「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」の実現のため、各学校と連携し、保護者や地域の皆様とともに、教育環境の更なる充実・向上に取り組んでまいります。

令和 8 年 8 月

大阪市東住吉区長 藤原 鉄也

◆ 小学校のきょうだい優先について

令和 6 年度（令和 7 年度入学者）より、**小学校に限り**「きょうだい優先」を導入いたします。ただし、**抽選の際に優先されるだけ**であり、必ずその学校に入学できるというものではありません。

兄・姉が学校選択制で通学区域外の学校を選択し在学（**6 年生の場合は除く**）している場合、弟・妹がその学校を選択したときには、次のとおり**抽選時**に優先します。

◎学校の受入可能人数を超える場合は、まず「**きょうだいがいる方**」のみで**抽選**し順位をつけます。

その後、「**きょうだいがいる方以外**」で抽選を行います。

※あくまで受入可能人数の範囲内での優先となり、兄・姉が在学していることを理由に、**必ず入学できるというものではありません**。

※学校の受入可能人数を超えない場合は、入学できます。

※本人が入学時に兄・姉が卒業している場合は優先されません。

なお、**中学校のきょうだい優先を含む、このほかの優先事項は設けておりません**。